# 公募型プロポーザル説明書

(建設企業ガイダンス及び建設業お試し体験会の広報及び運営業務)

#### 1 業務概要

#### (1) 業務の目的

建設業界は人手不足が慢性化しており、担い手の育成・確保が大きな課題となっている。その原因として建設業が抱える3K(きつい・汚い・危険)などのマイナスイメージがあり、そもそも求職者が個別の各企業の情報へ進む前の段階で、建設業界自体が足切りになっているケースが多いことが想定される。

今後の担い手確保のためには、建設業のマイナスイメージを払拭し、建設業のやりがいや、改善が進んでいる処遇などの状況を発信していく必要がある。本業務は、高校生及び転職希望者を対象とした建設企業ガイダンス及び建設業お試し体験会の開催を通じて、建設業界に入職を考える若者や転職者へ建設業に触れ合う機会を創出し、建設業界の担い手確保を図ることを目的とするものである。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(4) 予算額

6,040 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

#### 2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】提出期限

令和7年11月17日(月) 午後5時(必着)

(2) 仕様書等に対する質問書【様式2】提出期限

令和7年11月26日(水) 午後5時(必着)

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年11月27日(木)に、公募型プロポーザル参加者全員(グループの場合は代表法人のみ) に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わ るものについては、質問者に対してのみ回答する。

- (4) 提案書提出場所及び期限
  - ① 提案書提出場所

広島県土木建築局建設産業課 建設業グループ

② 提案書提出期限

令和7年11月28日(金) 午後5時(必着)

- ③ その他
  - ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。
  - イ 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。なお、提案 書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を 提出するものとする。
  - ウ 提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等
  - ① 実施場所 Web 会議システムにより実施する。
  - ② 実施日時 令和7年12月3日(水)~令和7年12月5日(金)(予定)(時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する)
  - ③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
  - ④ 内 容 企画提案者によるプレゼンテーション1提案者当たりの説明時間は20分以内とし、質疑応答5分とする。(予定)
  - ⑤ その他 参加者が4社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者 数を絞り込む場合がある。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について
  - ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に 掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
    - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
    - イ 法人概要説明書【様式4】
    - ウ グループ構成書【様式5】(グループで参加する場合)

- エ 委任状【様式6】(グループで参加する場合)
- オ 電子データの保存等に関する申出書【様式7】
- カ 広島県の納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)※
- キ 消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)※
  - ※ 令和6年広島県告示第607号(令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び 役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって資格を認定されてい ない者に限る。
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、 簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じ るものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (7) 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)について
  - ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【様式2】により、電子メールにより提出すること。

《送付先アドレス》dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「建設企業ガイダンス及び建設業お試し体験会の広報及び運営業務についての質問」とし、 送信後、提出先(広島県土木建築局建設産業課)へ電話により着信の確認を行うこと。

電話: (082)513-3822 (ダイヤルイン)

- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にの み回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
  - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - ② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局建設産業課に対してその理由説明を求めることができる。
  - ③ この説明を求める場合は、令和7年12月9日(火)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - ④ 上記に対する回答は、令和7年12月10日(水)までに、書面により行う。

### (9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の 負担とする。

- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行 うことがある。
- (13) 提出された提案書について
  - ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。 ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。
- (14) 本件業務に関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。

#### 3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。(グループの場合は、代表法人と契約を締結する。)

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

- (4) 契約保証金
  - 公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 適用なし
- 4 添付書類
- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 契約書 (案)
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 様式類
  - 【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
  - 【様式2】仕様書等に対する質問書
  - 【様式3】取り下げ願い書
  - 【様式4】法人概要説明書
  - 【様式5】グループ構成書
  - 【様式6】委任状
  - 【様式7】電子データの保存等に関する申出書

## 【問い合わせ先】

広島県土木建築局建設産業課(県庁北館6階)

建設業グループ(担当 金出地)

電話 082-513-3822 (ダイヤルイン)

電子メール dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp